

# ハイエクの経済思想

## —— 企業家の倫理と市場秩序 ——

佐 東 大 作

Hayek's Economic Thought: Entrepreneurial Ethics and the Market Order

Daisaku Sato

本論文の目的は、F. A. ハイエク（1899-1992）の経済思想を、彼の自生的秩序論を中心軸として解釈することにある。具体的には次の2つの目的が設定される。中心的な目的は①である。

- ① 自生的秩序と設計的秩序との相補性を示すこと
- ② 文化的進化における企業家的精神の重要性を指摘すること

### 【目的①について】

経済学に留まらず政治・社会思想などにもわたる領域横断的なハイエクの仕事の中で、最も注目を集めるものの一つが計画経済（社会主義）を含む全体主義に対する批判であり、さらに彼は全体主義を生み出す根源的な思想傾向を「設計主義的合理主義」と名付けた。ハイエクは権力による人々への強制を厳しく批判し、個人の自由の価値を強力に主張して「強制からの自由」の重要性を説いた。個人の自由を侵害するとして国家による計画経済体制を鋭く批判した彼が、計画経済に対置されるものとして信頼を置いたのが、計画とは反対に個人または企業間の競争的行為によって成り立つ市場経済である。だがハイ

エクは市場競争を盲目的に礼賛したわけではない。

ハイエクを市場至上主義者のように位置づける一般的傾向は、市場秩序に典型的に現れていると彼が考えた「自生的秩序」と、計画経済に典型的に現れるとされる「設計的秩序」とを二分法的な対立関係で捉え、ハイエクは前者を肯定し後者を拒絶したとみる極端なハイエク解釈に基づくと思われる。たしかにハイエクは、社会主義に代表されるような、理性による社会計画をめざす設計主義的合理主義を拒絶したが、設計された秩序（「組織」）のすべてを認めなかったわけではない。指揮・命令系統によって管理される政府や企業などの組織は、競争を通じて市場参加者に相互利益をもたらすという市場の適切な機能にとって不可欠のものだとハイエクは考えている。

ハイエクが政府の必要性について述べていることは従来からも指摘されてきた。しかしハイエクの議論はそれだけにとどまらず、市場が政府のような非市場組織を必要とするだけでなく、逆に非市場組織も市場を必要とすることを示唆している。本論文は、前者の論点を強調する従来のハイエク解釈に対して、後者の論点すなわち、政府を含めた非市場的な組織の生成と運営の中に自生的な要素が含まれていることの重要性を強調する。市場を成り立たせるために非市場的な要素が必要とされ、しかもそれは当初は設計されるのではなく自生してくるものであり、そして設計された非市場組織も、自身の成長にともない自生的秩序に見出される性質を帯びるようになってくる。社会秩序のあり様に関するハイエクの議論は、自生的か設計のかという単純な二分法的区分ではなく、表面的にはそのように見えながらも実は、2種類の秩序間の相互の関連性に鋭く光を当てるものである。このように、対立的でありながら、かつ補完的でもある関係のことを、本論文では「相補的」と表現することにした。

### 【目的②について】

ハイエクは自生的秩序の進化を「文化的進化」と呼んだ。この文化的進化の

中心は、自生的な秩序を生み出してきた行動ルールの進化である。人々が伝統や慣習として継承してきたルール（ノモス）に従って行動することで、その人々の間には秩序がもたらされる。ノモス（慣習法と判例の体系）を進化させる機能をハイエクは法廷における裁判官の役割に見出しており、そのことは今までの研究でも指摘されてきた。裁判官の役割は、慣習や伝統として受け継がれてきたルールの保守と、時代・社会状況の変化に応じたノモス体系の修正・改良にある。だがルールの進化は裁判官だけではなく、環境の変化への人々の適応過程や自己利益の追求過程などで生じる、個々人の実験的行動によるところも大きいと思われる。ノモスが人々の相互的な行為（特に交換）により発見されてきたものであるならば、その発見過程では実験的な行動が繰り返されたにちがいない。時には既存のルールから逸脱するという危険を冒しつつも実験的行動に踏み切る「企業家的精神」が、文化的進化の過程で果たす役割は大きい。しかしハイエクはこのような実験的行動を特に「企業家的」とは述べておらず、従来のハイエク解釈でもこの点は強調されてこなかった。本論文は、文化的進化におけるこの企業家的な行動の重要性を主張する。

#### 【目的①と目的②との関連性について】

市場は非市場組織との相互的な連関において成長してきた。また、秩序を形成するルール（ノモス）の成長は、人々によるルールの遵守と同時に、時にはそれから逸脱する危険を冒す実験的行動による。ルールの成長に関する企業家的行動をめぐって、ルールの遵守とルールからの逸脱的行動との間の相補性を指摘することができるだろう。このように、市場秩序を典型とする自生的秩序の成長には相反する2つの要素が同時に作用していることが分かる。

以上のような研究目的を達成するために、本論文では以下のような行程で議論を進めた。

## 第 1 章 市場経済批判への応答

ここでは本研究の背景にある時代的関心について述べることから議論を始めている。冷戦以後の世界構造を大局的に見れば、先進諸国を主として各国の社会体制は自由主義的なものと社会民主主義的なものとの間を揺れ動いてきたと見ることができる。それは人々が政府に求める政策のあり方に顕著に現れてきた。停滞をつづける昨今の世界経済にあつては、市場経済に対する批判的言説が勢いを増しているかのように見える。停滞の原因は市場経済の制度的欠陥にあるとみなすことが、果たして妥当なのか。仮に妥当ではないとしても、このような問題が提起されているのは、市場経済という制度を再考することが時代的に要請されているからだと受けとめられる。

このような問題関心に立つとき、市場の自生的成長を信じたハイエクの思想を読み直す作業の重要性が認識されるにちがいない。ハイエクの経済思想は単なる市場至上主義（広くは新自由主義）なのか。この章では、そう捉えるのが誤りであることを、本研究の要点を概説的に取り上げながら説明し、論文全体の大まかな俯瞰図を与えた。その際、ハイエクが自らの思想的基盤とみなしている古典的自由主義について、ハイエク自身の解釈をふまえて要点を簡潔にまとめた。

また、この章では研究目的を定式化し、論文全体の構成を述べた。ハイエクの経済思想のエッセンスを理解できるかどうかは、彼の市場観をいかに読み解くかにかかっている。ここで重要となるのは、市場を典型とする自生的秩序の概念である。ハイエクが単純な市場の信奉者ではなかったとすれば、自生的秩序と設計的秩序と関係を彼がどう捉えていたかを検討することが課題となる。したがって、本研究で検討される問い（目的）を「ハイエクは自生的秩序と設計的秩序との関係を二分法的対立と捉えているのか？」と定式化した。

## 第2章 企業家・市場・非市場組織

昨今の新自由主義に対する批判は、根本的には市場経済に対する批判を含意していると見る視座から、そのような批判の一形態として、企業への倫理的な批判を取り上げた。最近では「企業の社会的責任」に関する議論が盛んに行われているが、この概念に否定的な見解を示した代表例のひとつとされるミルトン・フリードマンの所論と、逆にこの概念に肯定的な例のひとつであるロバート・ハイルブローナーの所論を取り上げ、対比的に論じた。両者の論点は、企業の大規模化と株主の分散化という古くて新しい問題を争点とするが、これはいわゆるコーポレート・ガバナンスの問題であり、この視点からハイエクの企業に関する所論を検討した。

ハイエクを企業論の観点から論じた研究は決して多くはないが、ここでは企業の社会的責任という視点からハイエクの企業家論を考察し、知識の利用をめぐる企業家と投資家との相互責任の意味について議論した。この「分散された知識の社会的利用」という論点は、ハイエクの経済思想の中でもとりわけ重要なものであり、ハイエクが市場を信頼する理由のひとつはここにある。知識に関する分業が増加していくことにより市場における交換プロセスは複雑化するが、同時にそれは知識の利用可能範囲を拡大していくことでもある。この「市場における知識の利用」という視点をを受けて、オーストリア学派の市場プロセス論（イスラエル・カーズナーとルートヴィヒ・ラッハマンを取り上げた）を参照しつつハイエクの市場論を考察し、市場プロセス論における企業家の重要性を確認した。

また、政府と市場との関係を、政府の起源に関する議論（デイビッド・ヒューム、マンカー・オルソン、ロバート・ノージックを取り上げた）を参照しつつ考察し、最後に、市場の成長において、政府に代表されるような非市場組織が市場といかなる関係にあったのかについて、ジョン・ヒックスの見解を参照

して議論した。ここで参照されたヒックスの議論は、彼が『経済史の理論』で展開した指令経済と慣習経済（さらに収入経済）に関するものである。ヒックスがハイエクの（広くはオーストリア学派の）資本理論から影響を受けたことは周知のところだが、本研究では逆に、ヒックスが提示した市場発展の史的展開モデルをハイエクの市場論に応用して議論した。

### 第3章 自生的秩序

本論文の中心となる章であり、ハイエクの自生的秩序論を考察した。考察にあたって重要なのは、設計的秩序との対比である。まず、2つの秩序を形成するそれぞれのルール（ノモスとテシス）が対立的な性質を持つことを指摘し、これらの対立的なルールから生じる2つの秩序が、両者の成長過程において補完的な関係にもあることを論じた。ここで2つの秩序が相補的であることが示された。

2つのルールの区分を理解するうえで重要なのは、そこに特定の目的の実現に対する期待が含まれているかどうかという顕著な相違点である。目的を含むルールがテシスと呼ばれ、目的を含まないルールがノモスと呼ばれる。設計主義的合理主義が要請するルールはテシスであり、ハイエクによれば、ノモスとして受け継がれてきたルールをもテシスで置き換えてしまおうとする点に、設計主義的思考の最大の誤り（思い上がり）がある。

しかしノモスとて、何の社会的影響も受けず変化することなく受け継がれ続けるわけではない。成長していく社会秩序の中で、その成長に歩調を合わせるごとく進化するのであり、ノモスの進化を促すところに裁判官の役割が見出される。また、ハイエクがノモスの典型例と見るのが「正義に適った行動ルール（rules of just conduct）」だが、これは「～してはいけない」という否定的な表現でしか理解されえないものだという。それは「～すべきである」という積極的な表現を与えれば、その行為によって何らかの目的の実現が意図されるか

らである。ノモスは条文化されるものではなく慣習や伝統として受け継がれるが、テシスは法律として統治者あるいは統治機関の手により条文化される。自生的な機構である裁判官は法律を作成することも書き換えることもできないが、設計された組織である政府あるいは国会は、組織としての意志決定によりその作成や書き換えを行う。

2種類のルールの対立的性質を以上のように指摘したうえで、次にこれらの対立的ルールから生成される2種類の秩序は対立的であると同時に補完的でもあることを論じた。ここで重要なのは、秩序の生成過程をいかなるものとするかである。ハイエクの議論は、具体的な事例によることこそ少ないが、社会の歴史的な展開過程をモデル的に捉える点を特徴とする。彼は原始的な未開の社会を「部族社会」と呼び、人々を束ねてその社会を形成・維持してきた原動力を「部族情緒」に見出している。そして、この部族情緒を喚起し定着させていったのは族長のような独裁的支配者による強制的統治であり、その統治にはテシスの強制が含まれる。この意味では、全体主義社会は部族社会の近現代版ということになる。

ここでハイエクの議論が興味深いのは、この段階でのテシスの成立を必ずしも部族へのダイレクトな強制によるものとは見ず、支配者集団（統治者階級）内での指令体制の確立に対する必要からであると捉えていることである。もともとはリーダー的存在を必要とはしていなかった小さな集団、これは自生した集団であろうが、これがやがて成長し規模を拡大するにつれ、その束ね役としての支配者を必要とするようになる。その過程は漸次的に進むため、支配者はそれ以前に集団内で慣習的に行われてきた様々な習い（ルール）を踏襲し、それに違反する者を取り締まることで、集団を統治しようとする。こうして部族集団が成立していく。

部族集団が拡大すると、一人の支配者の手で集団全体を統治するのが困難になるため、部下を従えた支配者集団が成立する。この集団はトップの指令によ

って動くため、設計的秩序の典型例と目される（政府）。この段階では、もはや部族集団ではなく部族社会と呼ぶ方が適切だろう。こうして、自生的秩序であった人間集団が成長する過程で設計的な組織である支配者集団を生み出すことになる。

部族社会がさらに拡大し、もはや部族的なレベルから村落共同体的あるいは都市的なレベルへと成長していくと、それに応じて統治組織も成長することになるが、今度は逆に成長した統治組織が自生的秩序の性質を帯びようになる。第 2 章で考察したが、市場での交換プロセスは統治者の強制で行われるものではなく、また市場全体で人々が統一的な目的の実現を目指しているわけではない。あくまでもそこにあるのは固有の目的を追求する個人間での取引である。その意味で市場は自生的秩序の典型例だが、これと類似した性質を成長した統治組織は必要とするようになる。指令を与えるのは支配者だが、その指令の達成手法やプロセスの詳細までを支配者がすべて設定することには能力的限界がある。大枠の指令を与えとしても、個々の実現プロセスを当事者である部下の自由裁量に任せた方が、コストは削減されるだろう。自由裁量を許可された部下たちは、自らに対する評価を意識して、つまり自己利益を追求するという動機から行動し始め、そこでは様々な交換行為が行われるようになる。こうして、設計された組織は成長の過程で自生的秩序のもつ性質を獲得していくことになった。

このように、自生的秩序と設計的秩序とは、両者の成長過程を歴史的な観点から考察すれば、性質上は対立しつつも補い合う関係で形成されてきたと捉えることができる。かくして自生的秩序と設計的秩序の相補的關係が示された。

## 第 4 章 自生的秩序論の批判的検討

第 1 章で述べたように、ハイエクに対する批判は、要約すれば、彼の市場経済に対する信頼の強さへの批判として提出されてきたものである。この第 4

章では大きく 2 つのタイプの批判を取り上げたが、結論を言えば、これらの批判は前章で指摘した 2 つの秩序の相補的関係の見落としによるものである。

まず、自生的秩序の中に政府等の設計的秩序が含まれるとするのは矛盾であり、自生的秩序の正当性を支持する立場から設計的秩序に対して規範的批判を加えるのは誤りだとする、ティモシー・サンドファーの批判を取り上げた。さらにこの批判に対して 3 人のハイエキアン（ジョン・ハスナス、ブルース・コールドウェル、ダニエル・B・クライン）が行なった応答を取り上げ、この論争的議論を考察した。3 人の応答に共通するのは、多かれ少なかれ彼らが上で述べた 2 種の秩序間の相補的性質を認識している点である。

しかしこの相補性は、対立するものを同時に肯定してしまうような曖昧さを醸し出すものであるため、この曖昧さに対する態度に関して、3 人の間には微妙な差異が認められる。サンドファーの批判に対する彼らの応答を参照することにより、ここでは本研究により示される応答として次のような結論を示した。サンドファーはこの曖昧さをハイエクの弱点だと見ているが、そうすることで彼は自生と設計との間での二者択一的な議論を迫っていることになり、一方のみの正当性を主張することは、選ばれた方の秩序（自生的であれ設計的であれ）の維持存続を目的とするとみなされるため、設計主義的な主張をすることになっている。

続いて、文化的進化におけるルールの成長過程には設計主義的要素が含まれざるをえないというヴィクター・ヴァンバーグの批判を取り上げる。ハイエクは文化的進化という概念を示したが、これは端的に言えばルールの進化である。慣習的に守られてきたルールにしたがって社会が維持されている場合、そのルール遵守的行動では対処できないような事態にどう対処すればよいのか。この場合、ルールから逸脱するような実験的行動に踏み切るメンバーが現れ、その行動が成功すれば、それを契機としてルールの変更が生じる。これはルールの進化である。ハイエクがルールを進化させる要素として明示的に指摘したのは

裁判官だが、文化的進化の議論で重視されているのは、ルールから逸脱することのリスクを取って、敢えて実験的試みに挑戦する企業家的行動である。これを本研究では「企業家的精神」と呼び、ルールの進化を促す機構として指摘した。これは従来のハイエク研究では少なくとも積極的には指摘されてこなかった点である。

さて、ヴァンバーグの批判はこの後のプロセスに向けられている。ルールの更新が行われ場合、それが慣習化するかどうかは自生的秩序内での新ルールの普及と定着のプロセスによる。この論点に関係するが、ハイエクは後年になるにつれ主張を変化させているとする見解が示されることがある。人間の社会が自生的秩序として存続してきたのは、それを可能にするルール（と、その進化）が偶然選び取られてきたからだという見方をハイエクは強めており、それゆえそのようなルールを選択することを我々の義務とみなしている、こういった見解である。

ヴァンバーグは次のような指摘をしている。秩序の維持を可能にするルールは必ずしも個人の利益を促進するとは限らず、時には個人の利益追求の合理性が犠牲にされることもあるため、それが市場交換的な相互行為の結果として生じるかどうかには偶然的要素が強く作用するだろう。そうだとすれば、ルールの選択に関して政治的なプロセスが必要とされるのではないか。その政治的プロセスが投票システムのようなものであるとしても、それは自生するのではなく設計されるものである。政治的要素を含むということは、人々の間での自発的交換行為だけでなく、多かれ少なかれ統治者による決定（それは責任を伴うが）を採用し、それに従うということの意味する。その意味では、文化的進化のプロセスには、ハイエクは明示してはいないが設計主義的決定プロセスが含まれるのではないか。ヴァンバーグはこのような批判を示している。

この批判に対しても、先に述べた相補性を指摘する立場から応答可能であるが、ここではさらに別の視点を導入して応答を試みた。ハイエクは「真の個人

主義」という概念について論じている。それによると、市場という匿名性の高い場での自発的交換に参加する以前に、個人は家族や地域社会といった身近な社会の中である種の倫理的な意識を学ぶという。それは、参加者の誰に対しても各人固有の目的追求を可能とする機会を与えるという、市場本来の機能を促進するものであり、市場秩序を維持してきたルールを順守するという義務感である。この義務感によって適切なルールが選ばれてきたという、ある種の信念が、ハイエクの描いた秩序の成長史の背景にある。

これは第 2 章で論じた市場と非市場組織との補完的な関係とひとつとして理解することができる。また、時に応じてルールから逸脱するという企業家的精神によってルールの進化が生じ、同時に慣習的なルールに対する遵守義務をも必要としているという意味で、ルールに対する遵守とルールからの逸脱という相反する行動の間に補完性が見出される。このように、自生的秩序を柱とするハイエクの経済思想は、「自生と設計」に代表される相反的な概念が、相反すると同時に補完し合う相補的關係で捉えられていることを、その顕著な特徴としている。付け加えておけば、「真の個人主義」に関する論文「真の個人主義と偽の個人主義」の元となった講演が行われたのは 1945 年のことであり、ハイエクは必ずしも後年になって主張を変化させたわけではない。それは主張そのものの変化ではなく、主張の力点のシフトと見るべきだろう。

## 第 5 章 結論：秩序と組織の相補性

ここでは議論全体を振り返り、第 1 章で定式化した目的が達成されたことを確認する。すなわち、本論文の冒頭で設定された問いに対して、「ハイエクは自生的秩序と設計的秩序とを二分法的対立ではなく相補的關係（相反すると同時に補完的でもある）と捉えていた」という解が示された。そしてこの相補性が、人間の経済活動の歴史の中で見れば「不確実性への対処」の特質であることを指摘し、ハイエクの相補性概念の経済思想史における位置づけについて

若干の所見を述べ、結論として本論文を締めくくった。